

べっ ぷ ししょうがい ひと ひと
別府市障害のある人もない人も

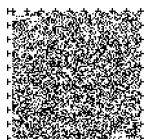
あんしん あんぜん く じょうれい
安心して安全に暮らせる条例

つうしょう い じょうれい
(通称：『ともに生きる条例』)

きょうせいしゃかい
～みんなでつくろう！ 共生社会～



ひとひと しょう たい りかい ふそく
人々の障がいに対する理解の不足
しゃかい さまざま しょうへき
や社会にある様々な障壁により、
しょう ひと せいかつ
障がいのある人は生活のしづらさ
ふあん かか
や不安を抱えています。
しょう ひと と ま
障がいのある人を取り巻くこれら
じょうきょう かいぜん べっぷしぜんたい と
の状況の改善に別府市全体で取
く しょう うむ
り組み、障がいの有無にかかわらず、
たが みと あ おも ささ あ
お互いに認め合い、思いやり、支え合
しゃかい じょうれい
う社会をつくるために、この条例は
せいいてい
制定されました。



い じょうれい じょうれい ともに生きる条例ってどんな条例？

■ 共生社会の実現をめざす条例です

ともに生きる条例は、障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現をめざす条例です。

共生社会とは

障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会です。

■ 「障がい」とは？

身体、知的、精神その他の心身の機能が、何らかの事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活や社会生活を営むに当たって、社会的な制度の整備や支援を必要とする状態のことです。この状態にある人が「障がいのある人」です。

■ 障がいのある人への「差別」とは？（詳しくは、次のページ）

「障がいを理由に不利益な取扱いをすること」と「合理的配慮を怠ること」です。

■ どうやって障がいのある人への差別をなくすの？

ともに生きる条例では、罰則まで設けていませんが、障がいのある人への差別を禁止しています。

障がいのある人への差別や偏見が生じる要因として、障がいに対する理解の不足があるため、人々の障がいに対する理解が深まるような取組を進めます。

障がいのある人が生活のしづらさや不安を抱える要因は、社会的障壁にあります。この社会的障壁を取り除くため、合理的配慮を行います。（詳しくは、次々のページ）

■ 「親亡き後等の問題」の解決に取り組む

親亡き後等の問題は、障がいのある人を保護する人にとっては、自らの生前や元気なうちに解決しておかなければならず、非常に大きな課題となっています。

この問題を解決するため、様々な視点から問題点を洗い出し、この対策を総合的に行う施策を策定し、これを実施します。

親亡き後等の問題とは

障がいのある人を保護する親、子ども、配偶者などが死亡その他の事由により障がいのある人を保護できなくなった場合、残された障がいのある人は、その後、どのようにして生活を営んでいくのだろうかということについて、将来不安が抱かれる問題です。



さべつ このようなことが差別になります

■ 障がい者による理由に不利な取扱いをすることは？

障がいを理由に区別、排除、制限するなど、障がいのない人と異なる取扱いをすることです。

雇用の場面での差別の例

車椅子の利用、人工呼吸器の使用、難病、聴覚障がい、精神障がい、てんかんなどを理由として採用を拒否する。

公共交通機関を利用する場面での差別の例

バス、タクシーなどで車椅子利用者、白杖使用者などの乗車を拒否する。

教育を受ける場面での差別の例

本人や保護者の意見を聞くことなく、教育委員会や学校長、教員などの判断で就学先を決める。

サービス提供を受ける場面での差別の例

障がいを理由に、アパートなどの見学や賃貸契約を断る。

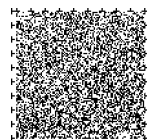
医療を受ける場面での差別の例

精神科に通っていたこと、見えない、聞こえないことなどを理由に治療や入院を断る。

■ 合理的配慮を怠ることは？

障がいのある人が他の人と平等に日常生活や社会生活を営むことができるよう、その障がいのある人の必要に応じて社会的な制度の整備や支援を行うことが必要であるにもかかわらず、それを行わないことです。ただし、その社会的な制度の整備や支援を行うことに過重な負担が生じる場合は、これに当たりません。

現行の社会は、基本的に障がいのない人を基準に制度設計されています。この社会形成によって、障がいのある人は生活のしづらさや不安を抱えます。障がいのない人にとって当たり前なことでも、障がいのある人にとってはあたり前ではありません。障がいのある人は、生活における様々な場面で社会的な制度の整備や支援を必要としています。そこに合理的配慮を行っていく必要があるのです。



合理的配慮を行いましょ

移動の分野で求められる合理的配慮の例

肢体不自由の人に対して

段差にスロープを付ける。高低差のある移動経路に手すりを付ける。手開き扉を自動ドアに変更する。

視覚障がいのある人に対して

点字ブロックを設置する。音声装置や誘導チャイムなど誘導設備を整備する。点字や拡大文字、音声案内など案内設備を整備する。

情報アクセス・コミュニケーションの分野で求められる合理的配慮の例

視覚障がいのある人に対して

会議などの資料や教材を点字や拡大文字、音声形式で用意する。商品の内容や値段を口頭で伝える。

聴覚障がいのある人に対して

問合せや申込みをファックスやメールなどでできるようにする。会議などで手話通訳者や要約筆記者を配置する。電光掲示板など文字情報設備を整備する。

知的障がいのある人に対して

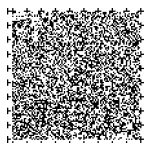
情報をわかりやすい表現で伝える。漢字にふりがなを付ける。抽象的ではなく、具体的な表現を用いる。

発達障がいのある人に対して

言葉以外に、絵や写真、身振りなどを交えて、わかりやすく話す。

その他の分野で求められる合理的配慮

移動、情報アクセス・コミュニケーションは、人が日常生活や社会生活を営む上で欠かせない重要な要素なので、特に合理的配慮が求められる分野ですが、これら以外の分野でも、障がいの特性を踏まえて障がいのある人、一人ひとりに応じた合理的配慮を行う必要があります。



差別かな？虐待かな？と思ったときは

障がいのある人に対する差別や虐待と思われる事案があったときのため、次のような仕組みを設けています。

■ 相談

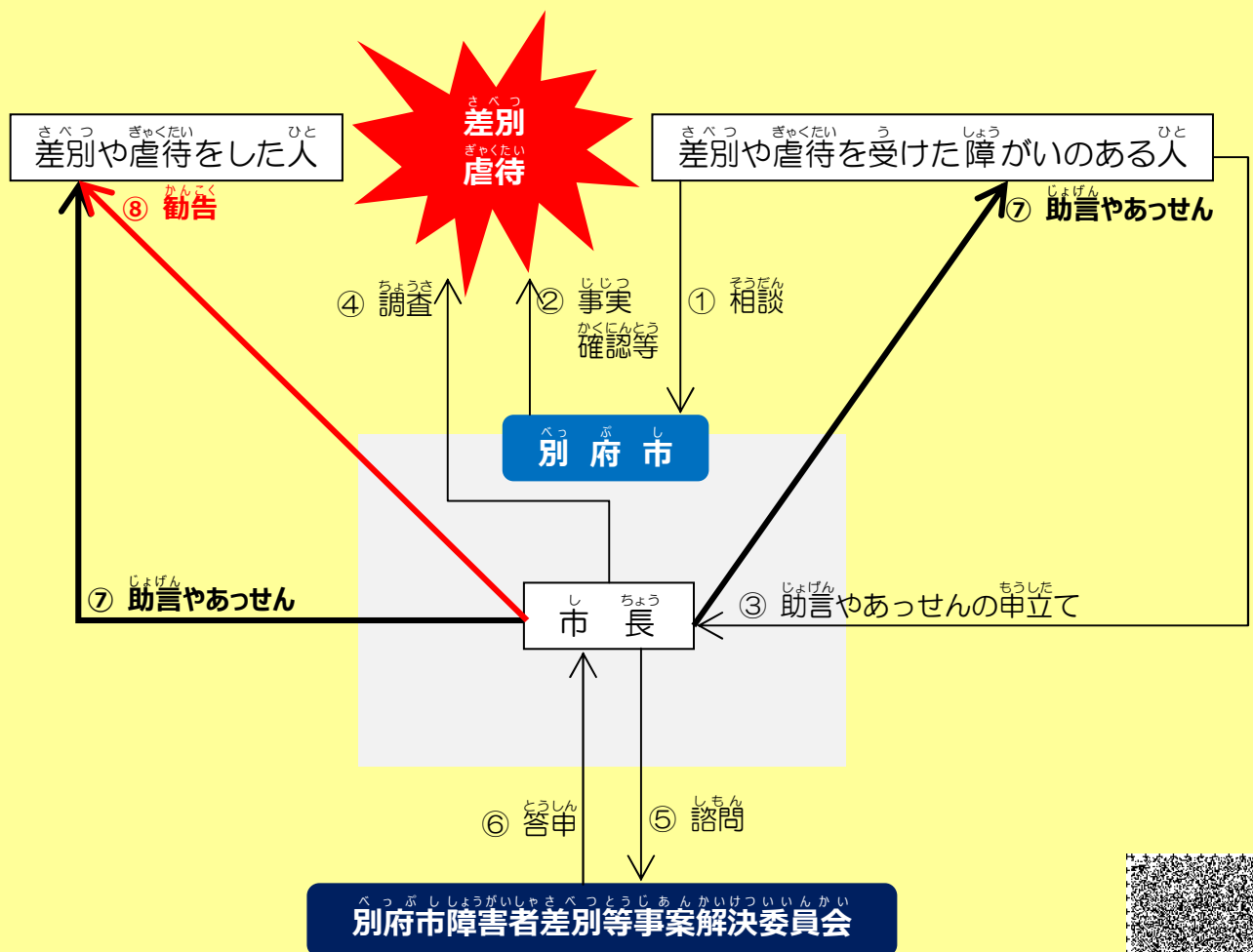
障害福祉課において障がいのある人やその家族などからの相談を受け（図①）、差別や虐待と思われる事案の解決に向けて動きます。（図②）

■ 助言やあっせん

差別や虐待と思われる事案があったとき、障がいのある人やその家族などは、その事案を解決するために必要な助言やあっせんを行うよう申し立てることができます。（図③）事実調査（図④）を行った後、その結果によって、助言やあっせんを行います。（図⑦）

■ 勧告

差別や虐待をした人が助言やあっせんに従わないときは、助言やあっせんに従うよう勧告します。（図⑧）



と も に 生 き る 条 例



【お問い合わせ】

〒874-8511 べっふしかみのぐちまち ばんごう 別府市上野口町1番15号

べっふしほくしほけんじょうがいふくしか 別府市福祉保健部障害福祉課

TEL:0977-21-1413(直通) ちよくつう FAX:0977-22-1780

E-mail:haw-hw@city.beppu.oita.jp

